



佐藤 稔 議員

ヤングケアラーの支援について

問 国の全国調査結果から、中学2年生の17人に1人(約5.7%)、高校2年生で24人に1人(約4.1%)が、世話をする家族が居るとい実態と、その4割近くの生徒が自分をヤングケアラーと自覚していないという深刻な問題がある。市として小さな声なき声をキャッチし、支援していくための仕組みづくりが必要と考えるが、市の考えを伺う。

	調査数 (n=)	聞いたことがあり、 内容も知っている	聞いたことはあるが、 よく知らない	聞いたことはない	無回答
中学2年生	5,558	6.3	8.8	84.2	0.6
全日制高校2年生	7,407	5.7	6.9	86.8	0.6
定時制高校2年生相当	366	6.0	7.7	85.5	0.8
通信制高校生	446	8.1	7.8	83.9	0.2

※通信制高校生は「18歳以下」と「19歳以上」の合計

ヤングケアラーの認知度
(令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書より)

答 (市長) ヤングケアラーという状況に置かれている子どもたちを把握し、早期発見、早期支援のための体制づくりの強化が重要だと考える。

答 (福祉部長) さまざまな社会資源をフル活用し、ヤングケアラー本人に必要な支援を届けられるよう対策を講じる。

答 (教育部長) 研修を実施し、ヤングケアラーの認知度を高め、

福祉関係部署との情報共有、連携の仕組みづくりを検討する。

養育費不払いに対する支援策について

問 一人親世帯の貧困の要因とも指摘されている養育費不払い問題と、その現状把握や支払いを促す支援策について、早急な市独自の支援制度の導入を提案するが、市の考えを伺う。

答 (福祉部長) 子ども福祉課で年1回養育費の聞き取りを行っており、相談者へは一般的な養育費制度の説明や、弁護士への相談、市の法律相談を案内するなどのアドバイスを行っている。今後はアンケートを実施し、現状を把握しつつ必要な支援を検討していく。



阿久津 佳子 議員

市民サービス向上について

問 ①障がい児・者支援について、2022年4月民法改正、成人年齢18歳引き下げ(親権が無くなる)に際し、行政サービスとして当事者に役立つ情報(親権においてできることの事例等)を提示することが有益と考えるが所見を伺う。②ライフステージごとの一連のガイダンス(手引書)は、行政からの情報を容易に入手する手段として市民にとって有益と考えるが所見を伺

※事理弁識能力…物事の実態や考えられる結果などについて理解し、自ら有効な意思表示ができる能力

う。③成年後見制度は、事理弁識能力^(※)のない高齢者、知的や精神障がい者等とその家族にとり、さまざまな課題がある(高額な後見人報酬や行政手続き、社会生活に支障がでる等)。その一助として、市民後見人養成が有効と考えるが所見を伺う。

答 (市長) ②市民の視点に立ったライフステージごとのガイダンスについては、さまざまな課題を整理しながら、今後も検討していきたい。

答 (福祉部長) ①障害福祉サービスは、18歳以上は障害者総合支援法により利用できるため、成人年齢引き下げにも影響がない。例年実施している県立特別支援学校等への福祉相談や、それ以外の対象児についてもサー

ビス更新時期などの機会を捉えて周知していく。また、相談支援専門員と連携しながら途切れのない支援を行う。②市民ライフステージのガイダンスとして一連の流れになる手法を検討する。③市民後見人の育成制度については社会福祉協議会に委託し、市民後見人養成講座を実施、今までに28名が講座を修了し、研修や実務経験を積んでいる。



一般社団法人
日本相続知財センター本部発行